

原規規発第 2111109 号

令和 3 年 11 月 10 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）

の核燃料物質の使用の変更について（許可）

令和 3 年 6 月 4 日付け令 0 3 原機（速材） 0 0 3（令和 3 年 8 月 6 日付け令 0 3 原機（速材） 0 0 4 をもって一部補正）をもって申請があった標記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 5 5 条第 1 項の規定に基づき、許可します。